

## コンプライアンスへの取り組み

### 《北海道信用保証協会倫理憲章》

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任  
信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 質の高い信用保証サービス  
経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. 法令やルール of 厳格な遵守  
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 反社会的勢力との対決  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 地域社会への貢献  
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

### 《コンプライアンスの実践》

北海道信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい実践体制を敷いています。

《コンプライアンス組織体制図》

